魚津市告示第8号

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱の一部改正 について

魚津市新型コロナウイルス感染症対策本部設置要綱(令和2年魚津市告示 第7号)の一部を次のように改正する。

令和3年2月10日

魚津市長 村椿 晃

第2条第2項中「別表」を「別表第1」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(部会)

- 第4条 新型コロナウイルスワクチンの接種に関し必要な業務を円滑に進めるため、対策本部に新型コロナウイルスワクチン接種部会を置く。
- 2 部会長には副市長を、副部会長には民生部長を、部会員には別表第2に 掲げる職にある者をもって充てる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2(第4条関係)

企画総務部長

総務課長

社会福祉課長

健康センター所長

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の規定は、令和3年2月1日から適用する。